

「ゼロ%連結」の適否については、上記財規第8条4項3号が準用する「前号口からホ」を検討する必要がある。その内容は以下のとおりである。

財規 第8条4項2号

- 口 役員（法第二十一条第一項第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。以下同じ。）若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。
- ハ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
- 二 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び第六項第二号口において同じ。）を行っていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。
- ホ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

(イ) 財規 第8条4項2号に関する、3社の当否の検討

当委員会が行った財規第8条4項2号口からホに関する上記3社の検討の結果は、下記のとおりである。

口

➤ イースト

イーストは、a11が唯一の取締役であり、a11が、単独でイーストの財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者である。

他方、a11は、中川氏と20年来の交友関係があり、かつ、a11は東京貴宝本店と同じ建物内の隣室を所在地とするT4の代表取締役として東京貴宝の製品加工を受注している（なお、T4は、東京貴宝の創業者一族が保有する不動産管理会社であるT13の子会社とのことである。）ものの、東京貴宝の役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者には該当しない。

➤ プラス

プラスは、a16が唯一の取締役であり、a16が、単独でプラスの財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者であ

	<p>る。また、a16 は、東京貴宝の使用人であった者に該当する。</p> <p>➤ ジョイ</p> <p>ジョイは、平成 20 年（2008 年）3 月 6 日まで中川氏が代表取締役を務めていた会社であり、同日以降は、n3 が唯一の取締役であり、n3 が、単独でジョイの財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者である。</p> <p>他方、n3 は、中川氏の妻であるものの、東京貴宝の役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者には該当しない。</p>
ハ	該当なし。
二	該当なし。
ホ	東京貴宝と、イースト、プラス、ジョイの 3 社との間の取引については、その内容・取引条件等について東京貴宝側が決定しており、イースト、プラス、ジョイが作成すべき売上伝票等も東京貴宝内で作成されており、東京貴宝が、イースト、プラス、ジョイの意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在する。

以上を踏まえると、イースト、プラス、ジョイの 3 社はいずれも形式的に東京貴宝の連結対象となる可能性がある。

#### イ 実質要件の検討

上記で検討した結果、イースト、プラス、ジョイの 3 社は、いずれも東京貴宝の子会社となる形式要件を満たしていると考えられる。

一方、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第 22 号）7 項但書及び「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の留意点についての Q&A（監査・保証実務委員会実務指針第 88 号）」Q10 によれば、東京貴宝がイースト、プラス、ジョイの「意思決定機関を支配していないことが明らかと認められる場合には、子会社に該当しない」とこととなる。そこで、下記の事情を考慮する。

その結果、以下の理由により、イースト、プラス、ジョイの 3 社は、実質的には東京貴宝の子会社ではない、と評価することが妥当と判断する。

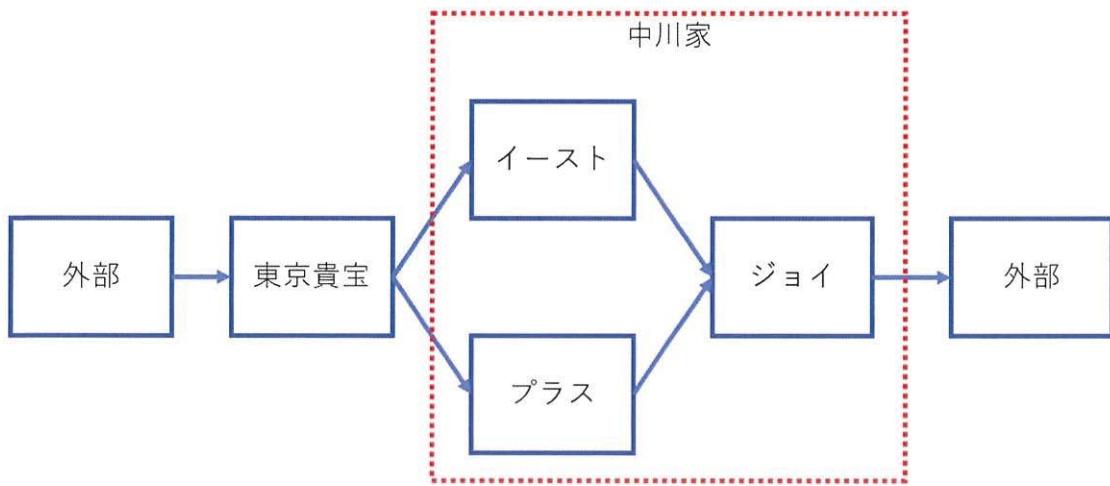
- ・ 3 社とも、中川氏以外に実質的な経営者も従業員もおらず、事業所も存在せず、いわゆるペーパーカンパニーであって、支配すべき企業の実態は存在しないこと
- ・ 東京貴宝は設立以来、イースト、プラス、ジョイの 3 社に対する持分を有しておらず、貸付・債務保証等も行っていない。また、東京貴宝から中川氏に対する債務保証を行っている事実もない。こうしたことから、少なくとも契約・法

- 令上は、東京貴宝がイースト、プラス、ジョイの3社の損失を負担しないと考えられること
- ・ イースト、プラス、ジョイの3社を通じた本件不適切行為について、取締役会に議案として一度も上程されたこともなく、承認を与えた事実も見当たらないこと
  - ・ イースト、プラス、ジョイの3社を通じた本件不適切行為について、第4章第1.3「ジョイに係る様々な隠蔽工作と異常性」に記載したとおり、取引自体が巧妙に隠蔽されており、取引の全体像を把握しているものは中川氏以外にはいないと考えられること
  - ・ 中川氏から東京貴宝に提出された「関連当事者取引についての回答書」は白紙回答であり、イースト、プラス、ジョイの3社との商取引を回答せず、東京貴宝側では本件不適切行為を認識していなかったこと
  - ・ 中川氏及び東京貴宝の取締役である石塚秀樹氏（以下「石塚氏」という。）以外の東京貴宝の取締役は、東京貴宝とイースト、プラス、ジョイの3社との間で行われた取引に関して、知っていたとは認められないこと、並びに、東京貴宝の取締役会で3社に対して東京貴宝の商品を販売することを承認した事実がないことを考慮すると、中川氏及びその緊密者のイースト、プラス、ジョイに対する議決権行使の意思と東京貴宝の意思は一致していないと評価できること

#### ウ 当委員会による子会社性に関する総合的な検討結果

以上の形式要件、実質要件についての分析から総合的に判断すると、財務上、営業上若しくは事業上の関係からみて、東京貴宝がイースト、プラス、ジョイの3社の意思決定機関を支配していないことは明らかであり、3社は中川氏が支配する中川家そのものであり、3社は東京貴宝の子会社ではないと判断している東京貴宝の判断は是認しうる。

よって、イースト、プラス、ジョイの3社は東京貴宝の子会社ではないと判断した。



### 3 関連当事者性について

#### (1) 東京貴宝の判断

次に、東京貴宝は本調査を受け、イースト、プラス、ジョイの3社は東京貴宝の関連当事者であり、関連当事者情報の開示対象になると判断している。

#### (2) 当委員会としての検証及び調査

##### ア 形式要件の検討

形式要件から見て、イースト、プラス、ジョイが東京貴宝の関連当事者に該当するか検討する。

##### (ア) 関連当事者に関する諸規定

「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号。以下「関連当事者会計基準」という。）は、次のように「関連当事者」を定義する。

##### 関連当事者の開示に関する会計基準

5. 本会計基準における用語の定義は次のとおりとする。

(3) 「関連当事者」とは、ある当事者が他の当事者を支配しているか、又は、他の当事者の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有している場合の当事者等をいい、次に掲げる者をいう。

- ① 親会社
- ② 子会社
- ③ 財務諸表作成会社と同一の親会社をもつ会社
- ④ 財務諸表作成会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社（以下「その他の関係会社」という。）並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

⑤ 関連会社及び当該関連会社の子会社
⑥ 財務諸表作成会社の主要株主及びその近親者
⑦ 財務諸表作成会社の役員及びその近親者
⑧ 親会社の役員及びその近親者
⑨ 重要な子会社の役員及びその近親者
⑩ ⑥から⑨に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社
⑪ 従業員のための企業年金（企業年金と会社の間で掛金の拠出以外の重要な取引を行う場合に限る。）
なお、連結財務諸表上は、連結子会社を除く。また、個別財務諸表上は、重要な子会社の役員及びその近親者並びにこれらの者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社を除く。

#### (イ) 関連当事者に関する諸規定への当てはめ

上記、関連当事者会計基準第5項(3)に照らし、イースト、プラス、ジョイの関連当事者性を形式要件から検討する。

イースト	平成25年（2013年）頃の中川氏によるイースト株式の取得以降は、上記⑦⑩に該当し、関連当事者に該当する
プラス	平成28年（2016年）3月のイーストによるプラス株式の取得以降は、上記⑦⑩に該当し、関連当事者に該当する
ジョイ	調査対象期間中のいずれの期間とも、上記⑦⑩に該当し、関連当事者に該当する

形式要件上は、ジョイは調査対象期間中のいずれの期間とも関連当事者に該当するが、イーストは中川氏が株式を取得してから、プラスはイーストが株式を取得してから関連当事者となると考えられる。

#### イ 実質要件の検討

次に、「関連当事者の開示に関する会計基準」には、次のような実質的に判定する必要がある旨の規定があるところ、これに照らし、イースト、プラス、ジョイの関連当事者性を実質要件から検討する。

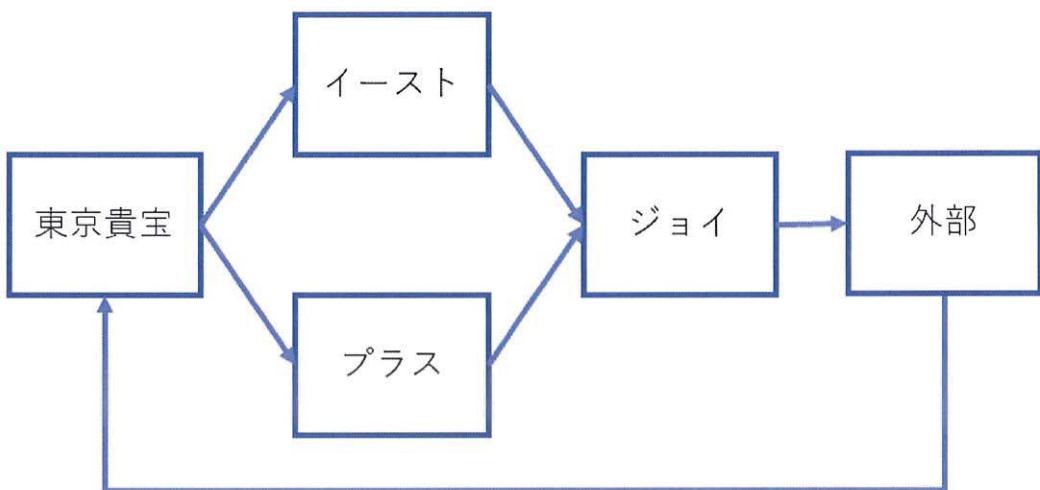
#### 関連当事者の範囲

#### 関連当事者の判定基準

17. 関連当事者の開示について適切な開示を求める観点から、関連当事者の範囲は形

式的に判定するのではなく、実質的に判定する必要がある。

#### (ア) 概略



本件では、図表のように東京貴宝とジョイの前後にイーストやプラスといった“楯/シールド”が存在する。

すなわち、ジョイが東京貴宝の直接の取引先として現れないようにするため、イーストやプラスが“楯/シールド”として用いられているのである。

ジョイから東京貴宝が仕入れる際にも、やはりジョイの存在を消すため、外部の会社 (T2 や T5 など) を“楯/シールド”として用いている。

しかしながら、これまでの説明のとおり、これらの取引の実態は、東京貴宝からジョイ、ジョイから東京貴宝、であるということが判明している。

#### (イ) イースト

イーストについては、以下の事実が認められる。

- 都内某ホテルが東京貴宝の出店を認めないと、実際は東京貴宝が都内某ホテルに出店するためにイーストの名義を利用して都内某ホテルと契約したこと
- 都内某ホテルでの営業を開始するに際して、中川氏がイーストの代表印を作成し、同人が銀行口座を開設し、イーストの伝票も中川氏の指示のもと作成されていたこと
- イーストの決算書は a16 が作成しており、当時のイーストの代表者は決算書も見せられていなかったこと

こうした事実からすれば、イーストは、平成 26 年（2014 年）の商号変更前から、中川氏により東京貴宝からジョイへの売上を隠す目的で利用されていたと考えるのが妥当である。

#### (ウ) プラス

プラスについては、以下の事実が認められる。

- ・ プラスの売上の構成比の大半を、中川氏の指示により作成された伝票上のみの取引が占めていたこと
- ・ 東京貴宝がプラスに売り上げ、プラスからジョイに売り上げた、という伝票が中川氏の指示により作成され、プラスには当該伝票が回されてくるのみで、商品がプラスに回ってくることはないこと。かかる処理が、T6 の時代から一貫して行われており、プラスでは慣例的に仕訳がされていたこと
- ・ 上記伝票上の取引については、a16 から、ジョイから何日に振り込みがあるので、その分を東京貴宝に振り込むようにとの指示があったこと

こうした事実からすれば、平成 23 年（2011 年）に設立されたプラスは、その前身である T6 時代から、中川氏が東京貴宝からジョイへの売上を隠す目的でプラス（ないし T6）を利用していたと考えるのが妥当である。

#### (エ) ジョイ

東京貴宝元代表取締役の中川氏が実質的に支配する会社である。

### (3) 当委員会による関連当事者性に関する総合的な検討結果

以上の分析から総合的に判断すると、イースト、プラス、ジョイの 3 社は遅くとも調査対象期間以前から東京貴宝の関連当事者であると考えられ、3 社は東京貴宝の関連当事者であると判断している東京貴宝の判断は是認しうる。

よって、イースト、プラス、ジョイの 3 社は調査対象期間中のいずれの期間とも東京貴宝の関連当事者であり、関連当事者情報の対象となると判断した。

## 第4章 不適切行為に係る判明事実（各論）

第1 当委員会が認定した不適切行為（イースト、プラス、ジョイを利用した利益の付け替え等）

### 1 ジョイの財務指標の推移とジョイの実態

前述のとおり、本件は、ジョイを利用して継続的な不適切行為が行われていたというものが実態である。そこで、以下ではジョイの直近5期の決算書及びその内訳の年次比較を通じて、ジョイの実態を明らかにする。

#### (1) 仕入と売上の推移

①主な仕入高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	H26.8	H27.8	H28.8	H29.8	H30.8
イースト	27,716	16,102	50,129	54,402	41,962
プラス	23,052	138,665	85,694	76,988	169,195
T9	74,012	3,419	27,102	—	—
T5	17,616	15,218	7,820	89	8,500
T3	—	—	*32,755	—	—
その他	11,408	758	3	27	87
計	153,805	174,163	203,504	131,507	219,744

②主な売上高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	H26.8	H27.8	H28.8	H29.8	H30.8
プラス	3,374	12,424	3,425	10	7,106
T5	13,060	12	2,653	822	758
T2	55,753	46,785	45,119	43,314	45,077
T3	6,492	87,606	87,615	109,598	179,710
T16	35,587	9,600	—	—	—
個人分	51,076	44,211	58,182	47,705	46,944
その他	7,850	7,834	1,870	3,077	5,595
計	173,195	208,474	198,866	204,528	285,192

上記から、一部の例外はあるものの、ジョイは基本的にプラス（又はイースト）から仕入れた商品をT3（又はT2や個人向け）に販売することを主としていることが分かる。

なお、\*については、通常のプラス（又はイースト）→ジョイ→T3という商流とは

逆行することになるが、これはジョイがT3の在庫を一括して購入することで、ジョイがT3の在庫を担保として金融支援を行っていることを意味している。

③売上総利益（粗利）及び利益率の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	H26.8	H27.8	H28.8	H29.8	H30.8
売上総利益	37,156	33,337	35,698	35,511	43,744
利益率	21.5%	16.0%	18.0%	17.4%	15.4%

上記から、利益率は減少傾向にあるものの、売上高の増加に伴って粗利としての売上総利益は増加傾向にあることが分かる。この売上総利益（粗利）は、本来、東京貴宝に帰属するはずの利益の一部を構成すると考えられる。

## (2) 販売費及び一般管理費の推移

主な販売費及び一般管理費の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	H26.8	H27.8	H28.8	H29.8	H30.8
役員報酬	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
給与手当	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
接待交際費	4,967	6,287	7,371	5,176	4,737
販売促進費	6,269	3,155	4,977	4,767	5,801
租税公課	1,339	1,425	961	970	35
その他	1,455	1,884	2,285	1,988	1,631
計	29,031	27,752	30,595	27,902	27,206

上記の請求書や領収書といった証憑書類は、期別に袋に入れられて保管されており、これらをジョイの経理担当者又は中川氏本人が、手書きで補助簿に記入・整理している。

また、役員報酬はn3への支給であり、給与手当のうち中川氏への支給は600万円、n1への支給は300万円である。

さらに、接待交際費や販売促進費のうち、高額なものの中の主な内容は以下のとおりである。

- ・ 販売に協力した者への支払い
- ・ 高額なホテル代や食事代
- ・ 高額な商品券の購入代金

- ・ 高額な果物の購入代金（中川氏の親戚の農園からの購入しているものも含まれる）

上記は本来、会社役員の個人的な支出か、会社の事業にとって必要な支出なのかを明確に区別することが必要であるが、これらの証憑書類は、上記のとおり期別に袋に保管されているのみで、およそジョイの事業との関連性は明確になっていない。

### (3) 営業外収益の推移

営業外収益の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	H26.8	H27.8	H28.8	H29.8	H30.8
受取利息	6,550	6,136	8,172	3,415	3,928
雑収入	2,414	2,400	1,740	425	822
計	8,965	8,536	9,912	3,840	4,750

受取利息はそのほとんどが下記の貸付金に係るものである。また雑収入のうち主なものは下記の T2 からのコンサル料であって、T2 を経由して取引を行う際に T2 に利益が落とされていることへの見返りとしての性格があると考えられる。

T2 からのコンサル料収入の推移(平成 28 年(2016 年)8 月期以降、減少している。)は以下のとおりである。

(単位：千円)

	H26.8	H27.8	H28.8	H29.8	H30.8
コンサル料	2,400	2,400	1,740	406	270

また、貸付金の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	H26.8	H27.8	H28.8	H29.8	H30.8
a8	65,000	—	—	—	—
a2	—	65,000	—	—	—
T9	48,000	50,900	46,850	28,000	—
イースト	20,000	5,000	6,000	56,000	200,000
プラス	—	—	6,000	6,000	6,000
T7	10,000	—	—	9,600	—
石塚氏	3,031	1,906	347	—	—
T10	—	3,000	—	—	—
計	146,031	125,806	59,197	99,600	206,000

上記から、受取利息の金利は4%程度と推定されるが、これは中川氏の供述と一致している。これらを含めて、貸付金は取引先や取引先の代表個人に対するものがほとんどであり、しかも数千万単位を超えた多額であるケースが多い。

中川氏によれば、こうした金銭消費貸借について契約書を交わすことはない、とのことであるが、これらの貸付金は、一部の例外（平成29年（2017年）8月の貸倒損失150万円：T15）を除いて、全てが回収されている。上記表のうち、特に注目に値する点は以下のとおりである。

### ① a8に対する貸付金

a8に対する貸付金は、平成24年（2012年）9月時点で2億1000万円の残高であったが、平成25年（2013年）2月に6000万円、同年3月に2000万円、同年9月に3000万円、平成26年（2014年）1月に3500万円の返済がなされた結果、その残高は6500万円となった。これが平成27年（2015年）2月にa2への貸付金として振り替えられ、a8への貸付金残高はゼロとなっている。

### ② a2に対する貸付金

a8から振り替えられたa2に対する貸付金6500万円について、平成27年（2015年）9月に2000万円の追加の貸付がなされ、同年10月に3500万円の返済がなされた結果、その残高は5000万円となった。その後、平成29年（2017年）6月に2500万円の追加の貸付がなされた上で、同年7月に7500万円の返済がなされた結果、a2に対する貸付金残高はゼロとなっている。

### ③ T9に対する貸付金

T9 に対しては、平成 25 年（2013 年）3 月に 1800 万円を貸し付けた後、同年 8 月に 1000 万円、同年 10 月に 700 万円、同年 11 月に 500 万円、同年 12 月に 800 万円というように立続けに貸し付け、さらに平成 26 年（2014 年）11 月に 1000 万円の追加の貸し付けを行った結果、その残高は 5800 万円となった。その後、平成 27 年（2015 年）7 月以降、平成 30 年（2018 年）4 月に至るまで、34 か月にわたって月平均 250 万円の返済が行われたことで、T9 に対する貸付金残高はゼロとなっている。なお、この 34 か月の期間中、平成 27 年（2015 年）11 月に 1000 万円、平成 28 年（2016 年）9 月に 1200 万円、同年 10 月に 500 万円の追加の貸し付けがなされている。

上記①②③について、ジョイは、東京貴宝の取引先及び取引先の代表に対する資金供与を通じて彼らを支援していることが分かる。

今回の調査で、上記関係者の一部にヒアリングを行ったが、彼らが中川氏に少なからず恩義を感じているのは、こうした支援に起因しているものと考えられる。

なお、彼らの通常の収益又は収入だけでは返済困難と思われる数千万円以上の借入金が全額返済されている点は、本章第 2.1(2)「ジョイを絡めた東京貴宝による金融支援スキーム」にて詳述する。

#### ④ イーストに対する貸付金

イーストに対する貸付金残高は、平成 29 年（2017 年）8 月に 5600 万円、平成 30 年（2018 年）8 月に 2 億円と、直近の 2 年で急増しているが、それに関連して下記のとおりイーストの資産が増加している。

下記はイーストの貸借対照表における財務諸表項目の数値であり、括弧はイーストのジョイからの借入金の残高である。

（単位：千円）

	H26.8	H27.8	H28.8	H29.8	H30.8
現預金	12,369	2,427	2,594	4,307	12,720
売掛金	18,408	988	32,934	8,358	63,851
受取手形	6,205	—	—	—	96,736
棚卸資産	11,733	7,619	1,091	53,906	109,285
(借入金)	(20,000)	(5,000)	(6,000)	(56,000)	(200,000)

特にイーストの売掛金や受取手形、棚卸資産の増加が顕著であるが、平成 30 年（2018 年）8 月期の売掛金のうち、1100 万円が東京貴宝、600 万円がジョイ、2300 万円が T3 に対するものである。また、同期の受取手形のうち 7700 万円が T3 からの受取手形である。

さらに平成 29 年（2017 年）8 月の棚卸資産は東京貴宝から買い取った在庫（東京貴宝が T9 から引き揚げた在庫）をイーストが買い取ったものであり、さらに平成 30 年（2018 年）8 月の棚卸資産は T7 から引き揚げてきた商品の増加が含まれております、それらがそれぞれの増加要因である。

以上から、イーストは東京貴宝からの商品の購入を活発に行うとともに、T3 への販売量を増加させるとともに、破綻した T7 の行っていた事業の一部を引き継いでいることが分かる。

##### ⑤ 石塚氏に対する貸付金

石塚氏（東京貴宝取締役営業本部長）に対する貸付金残高は、平成 24 年（2012 年）9 月に 700 万円余あったが、平成 26 年（2014 年）6 月までは毎月 20 万円回収、平成 28 年（2016 年）5 月までは毎月 10 万円回収、同年 6 月に 20 万円回収、同年 7 月から 9 月は毎月 25 万円回収、最終的に同年 10 月で 9 万円回収し全額回収済みになっている。

#### （4） 営業外費用の推移

営業外費用の推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

	H26.8	H27.8	H28.8	H29.8	H30.8
支払利息	9,249	8,437	9,352	9,718	11,227

支払利息は下記の借入金に係るものである。また、借入金の推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

	H26.8	H27.8	H28.8	H29.8	H30.8
n3	95,000	101,000	111,000	120,000	130,000
n1	66,000	75,900	88,000	100,000	110,000
n2	—	13,000	13,000	13,000	13,000
中川氏	39,100	27,100	6,000	—	—
T4	—	—	10,000	10,000	10,000
計	200,100	217,000	228,000	243,000	263,000

上記から、支払利息の金利は 4%程度と推定されるが、これは中川氏の供述と一致している。なお、n2 は、中川氏の義理の母であり、T4 からの借入を除けば、全てが中川氏の近親者からの借入金であることが分かる（これらの資金は中川氏が親族に贈与したものという供述もある。）。

上記借入金はジョイにおける売上高の増加等の業況の拡大に伴って、年々増加傾向にある。しかし、中川氏からの借入金が減少しているのは、n3 や n1 からの借入金の増加に伴うものであって、親族に受取利息を帰属させる中川氏の意向が働いたものと考えられる。

以上から、ジョイは得た利益の一部を借入金の利息の支払いという形で、自らの親族に資金を還流させていたことになる。

#### (5) 資産（貸付金を除く。）の推移

主な資産（貸付金を除く。）の推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

	H26.8	H27.8	H28.8	H29.8	H30.8
現金・預金	44,291	57,514	99,669	117,155	83,352
売掛金	22,278	31,262	27,634	28,695	37,073
受取手形	8,148	22,421	—	24,378	—
棚卸資産	70,863	69,891	110,227	72,719	51,016
固定資産	90	90	90	90	90

現金・預金は、手許現金及び普通預金の残高の推移を示している。また、売掛金については上記の売上高の結果として生じた売上債権であり、回転期間を含め、特に異常は認められず、また、貸倒れが生じている形跡はない。

棚卸資産について平成 28 年（2016 年）8 月に増加しているが、これは上記(1)①で示したとおり T3 の在庫を買い取ったことに起因する増加である。この預け在庫を除いた商品は、その販売のために、ときに催事に持ち出されることははあるが、基本的に東京貴宝における中川氏の机近辺に保管されており、社内では「社長在庫」と呼ばれている（この他にイーストやプラスの在庫も「社長在庫」と呼ばれる。）。

#### (6) 負債（借入金を除く。）及び純資産、当期純利益の推移

負債（借入金を除く。）及び純資産、当期純利益の推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

	H25.8	H26.8	H27.8	H29.8	H30.8
預り金	927	696	689	796	481
納税引当金	1,063	396	554	—	2,263
未払消費税	1,205	1,646	—	5,212	653
資本金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
利益剰余金	18,734	24,022	27,129	26,361	34,326
当期純利益	6,776	5,288	5,107	232	8,964

負債の増減については特に異常は認められない。また、利益剰余金は当期純利益により増加していくが、一部、配当金として株主である n3 及び中川氏に支払われている金額が利益剰余金のマイナスとなっている。

## 2 イースト・プラスを介した東京貴宝とジョイとの取引

前述したイースト、プラスを介したジョイとの取引については、東京貴宝社内で伝票が作成されていたが、中川氏主導の下、営業本部の一部の役職員のみがこれに関与しており、東京貴宝社内においてもブラックボックス化されていた。

例えば、東京貴宝の在庫商品が中川氏個人の顧客に売れた場合、中川氏の指示により、営業本部において、東京貴宝→イースト（又はプラス）→ジョイ→外部顧客という流れで伝票が作成されることがあった。

かかる取引方法の問題点は、本来であれば東京貴宝が直接第三者に対する売上げを上げができるにもかかわらず、イースト、プラス、ジョイを介在させてことで、その分の利益がイースト、プラス、ジョイに付け替わってしまっているという点にある。しかもこれらの会社は中川氏の支配する会社であり、中川氏は、これによって東京貴宝の損失の下で個人的な利得を得ていた。

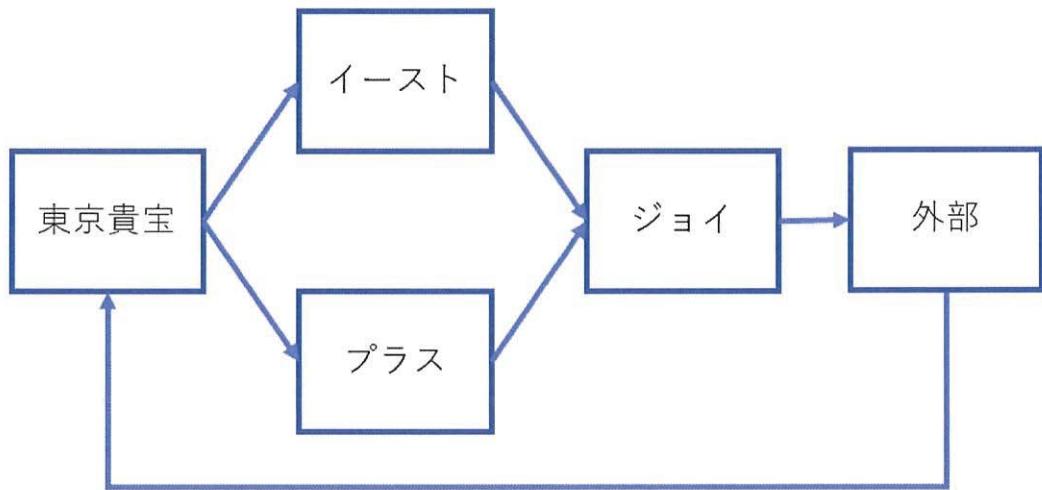
## 3 ジョイに係る様々な隠蔽工作と異常性

平成 20 年（2008 年）3 月、新大光宝石はジョイに商号変更しているが、その頃から様々な隠蔽工作の痕跡が認められた。すなわち、東京貴宝とジョイとの取引は、中川氏により巧妙に隠蔽されていた形跡がある。

### （1）ジョイ取引の前後に存在する“桶/シールド”

平成 20 年（2008 年）4 月以降、現在に至るまで、東京貴宝とジョイとの直接の取引はない。これは前述のとおり、中川氏が、ジョイとの取引の前後に別の会社を介在させることにより隠蔽工作を行った結果である。

まず、ジョイの前にイースト又はプラスを置いて、東京貴宝とジョイに直接の取引がないように隠蔽している。また、ジョイからさらに東京貴宝に商品が流れる場合、ジョイの後ろにも別会社を介在させて、東京貴宝との取引を隠蔽していた。



### (2) 事務管理担当者の区別

事務管理についても、巧妙な隠蔽工作が図られている。すなわち、イーストとプラスの事務管理担当者は a16、ジョイの事務管理担当者は a15 と、それぞれ区別して事務管理担当者を配置している。

このように事務管理担当者を区別することにより、ジョイの権となるイーストとプラス、中川氏が守るべきジョイに係るそれぞれの関係性を遮断でき、イースト又はプラス → ジョイの取引が見えにくくなっていた。

### (3) 社長在庫用コードのためだけにシステム変更

東京貴宝の商品在庫管理システムで、イースト、プラス、ジョイ在庫をコード番号「915」で管理していることが判明している。ちなみに、この在庫を東京貴宝では、通称「915 在庫」、「社長在庫」等と呼んでいる。

この「915 在庫」は、元々は中川氏が手書き元帳で管理していた。当初、「915 在庫」の数量も少なかったと考えられ、商品在庫管理システムで管理せずとも在庫管理が可能であったと推測される。

元々、東京貴宝の商品在庫管理システムでは、915 コードを採番することはできないシステム設計になっていた。ところが、中川氏から東京貴宝のシステム担当者に指示があり、システム改変により「915 在庫」を東京貴宝の商品在庫管理システムで管理できるようになった（ただし、いつの時点で中川氏からシステム担当者に指示がなされたかまでは確認できなかった。）。

ちなみに、商品在庫管理システム上、商品コード「0915\*\*\*\*\*」の「引渡者名」に「中川千秋」との記載があり、代表取締役が在庫に関わるという異常点が見受けられる。例

えば、平成 28 年（2016 年）11 月 28 日の伝票日付の商品履歴を見ると、一品単価 0 円で 129 個という大量の商品を、代表取締役自らが「引渡者名」、「中川千秋」名義で仕入れているという異常点が見られる。そもそも、代表取締役自らが伝票起票するというのは異常であるし、こうした異常性が日常的に東京貴宝で行われていて、それを誰も指摘しなかったこともまた異常である。

#### （4）残高確認回避の痕跡

本件では売上債権の「入・出・残」にも異常点が見られた。例えば、東京貴宝のプラスに対する平成 30 年（2018 年）3 月期の売上高と売掛金残高の月次推移は以下のとおりである。

図表 東京貴宝のプラスに対する平成 30 年（2018 年）3 月期の売上高と売掛金の月次推移  
(単位：千円)

売上締日	当月売上額	月末売掛残
平成 29 年（2017 年）4 月 30 日	7,529	13,529
平成 29 年（2017 年）5 月 31 日	3,523	8,199
平成 29 年（2017 年）6 月 30 日	11,719	12,326
平成 29 年（2017 年）7 月 31 日	8,745	17,565
平成 29 年（2017 年）8 月 31 日	36,774	54,588
平成 29 年（2017 年）9 月 30 日	18,942	22,848
平成 29 年（2017 年）10 月 31 日	10,534	14,311
平成 29 年（2017 年）11 月 30 日	12,559	15,265
平成 29 年（2017 年）12 月 31 日	12,875	15,964
平成 30 年（2018 年）1 月 31 日	10,279	13,414
平成 30 年（2018 年）2 月 28 日	12,524	21,119
平成 30 年（2018 年）3 月 31 日	5,047	1,816
合計	151,056	

図表を見ると、通常月に比べ、3 月末の売掛金残高が異常に少なくなっている。これは、期末の売掛金残高を対象に残高確認書の抽出・発送が行われることを中川氏が回避しようとした痕跡とも見える。

#### 4 4 社間の取引推移

東京貴宝と中川家が実質的に支配するイースト、プラス、ジョイの各社間の取引高は以下のとおりである。

なお、表の見方は、例えば一番上の表「平成 25 年（2013 年）4 月～平成 26 年（2014

年) 3月」の「売上」、「東京貴宝(株)」の行で最終列に「㈱プラス」、「25,952」とあるが、これは東京貴宝がプラスに 2595 万 2000 円売り上げたことを表す。

この表を見ると、東京貴宝とジョイの間の取引は見事なまでに消されている。その裏にイースト、プラスの取引が存在していることも分かる。このように、中川氏は、東京貴宝と新大光宝石改めジョイとの取引を、イーストとプラスの後ろに隠していた。

なお、平成 26 年（2014 年）4 月から平成 27 年（2015 年）3 月に、東京貴宝からジョイに 3 万 8000 円売り上げているという記録がある。これは、中川氏側でジョイ取引の隠蔽に失敗した痕跡である。

図表 4 社間の売上・仕入

(単位：千円)

平成25年(2013年)4月～平成26年(2014年)3月

		仕入			
		東京貴宝㈱	㈱ジョイ	㈱イースト	㈱プラス
売上	東京貴宝㈱		0	112,654	25,952
	㈱ジョイ	0		3,110	5,068
	㈱イースト	2,499	60,716		0
	㈱プラス	5,229	0	0	

平成26年(2014年)4月～平成27年(2015年)3月

		仕入			
		東京貴宝㈱	㈱ジョイ	㈱イースト	㈱プラス
売上	東京貴宝㈱		38	493	141,027
	㈱ジョイ	0		0	8,018
	㈱イースト	0	6,939		0
	㈱プラス	7,484	100,626	22,341	

平成27年(2015年)4月～平成28年(2016年)3月

		仕入			
		東京貴宝㈱	㈱ジョイ	㈱イースト	㈱プラス
売上	東京貴宝㈱		0	5,223	158,908
	㈱ジョイ	0		0	7,669
	㈱イースト	0	12,029		0
	㈱プラス	10,259	121,779	9,609	